

I 平成23年度事業計画

1 事業の推進方策

(1) 農地保有合理化事業

本県農業は、生産基盤の主流を中山間地域がなしていることから、農業従事者の高齢化と後継者不足、農地の分散化等から農地の荒廃化が増加傾向にあり、県農業の振興を図るうえで、担い手の確保・育成対策と農地流動化対策が重要な課題となっている。

これに対し県は、既存の担い手の集積対策だけでなく、地域活性化と農業の振興を図るために企業の農業参入を積極的に推進し、農地の効率的利用と耕作放棄地の利活用に取り組んでいる。

当公社としても、担い手のニーズに応じた事業を展開するとともに、企業の農業参入に関しても、関係機関との連携のもと、合理化事業の中間保有・再配分機能を最大限活用することで、参入がスムーズに行うことができるよう取り組むことで、県農業施策に寄与していく。

(重点的取組事項)

ア. 担い手のニーズに沿った事業の推進

地域の実態に沿った事業を展開するには、農業委員会を始め、県、市町村、農協等より多くの関係機関・団体との連携、協働の関係を構築することが必要であり、互いの情報を共有し、その役割を理解するための会議や研修会を積極的に開催する。

特に22年度に各市町において農地利用集積円滑化団体が設立されており、23年度より本格的に事業に取り組まれると思われるため、連携を密にして双方の事業をうまく活用して農地の利用調整を図っていく。

イ 企業参入に対する事業の展開

企業参入支援班をはじめとする県関係各課や市町村、農業委員会との連携を密にし、企業参入の情報収集と、参入企業への農地の利用集積における農地保有合理化事業の有効性とその活用を提案していく。

ウ 普及・啓発活動の強化

関係機関・団体等が行う会議や集落座談会等の開催の情報を収集し、公社事業の説明の場を設けるよう働きかけるとともに、パンフレット等を各種会議等において配布するなどして、事業の周知を図る。

また、農地利用円滑化団体に対し、連携手法や事業推進の手法を検討するための協議の場を設けるよう働きかけ、連携した事業推進体制の構築を図る。

(2) 畜産公共等事業

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、国、県、市町村との連携のもと畜産経営に係る総合的な環境整備を行い、畜産経営に起因する環境汚染の防止と合理的で低コストな畜産経営の育成を図り、安定的な畜産物供給体制を確立する。

また、最近の飼料価格の上昇を踏まえ、耕作放棄地等を活用した飼料基盤の確保、飼料の生産・利用を拡大し、飼料自給率の向上と畜産農家のコスト軽減を図り、畜産農家の経営安定を目的とした事業を実施するべく、事業実施地区の調査や事業説明会を実施する。

(3) 担い手対策に関する事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、新たな担い手づくりに迫られている中、雇用情勢の悪化等により青年や退職者の農業への関心が高まっている。

県はこのような状況を好機ととらえ、専任職員を配置し、県内外の就農希望者に対し、各種情報の提供や支援体制を整備しサポートすることで、5年間で1000人の新規就農者を目標に取り取り組むこととしている。

当公社は、新たに就農受入相談員を配置し、就農・研修希望情報等の受入調整を図り、新規就農者の確保のため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である担い手の確保・育成対策として、次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策の展開と、農業に対する理解を深めるための情報提供を行うとともに、新規参入と後継者の残る農業企業者の育成を推進するための園芸の大規模リース団地整備支援対策事業を実施する。

また、県青年農業者等育成センターとして、「大分県農業経営総合対策事業」に基づいて、青年等の農業参入に必要な情報の提供及び農業研修等にかかる資金の貸付けによる担い手の確保・育成を図るため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携をもとに、次の対策を実施する。

ア 担い手対策

就農希望者のニーズに応じた情報の提供やサポートのためには相談活動は欠かせない業務であることから、その人材を育成するとともに、各種事業を展開する関係機関と連携し、新規就農希望者に対する相談活動を強化する。

また、就農希望者の農業研修を受け入れる先進農家や農業法人、後継者のいない農家を受入農家として登録し、受入農家の知識・経験・信用を最大限に活用した就農支援を行う就農実践研修事業、農業に就業したい者を農作業の従業員を求めている先進農家等へ斡旋する無料職業紹介事業を積極的に展開し、担い手の確保・育成を図り、農業・農村の活性化に資する。

また、地域において、学童、少年等を対象に実施する農業体験研修に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、若い農業者の農業経営等に関する活動に対し助成し、技術の向上及び地域の活性化を図る。

イ 新規就農希望者に対する資金貸付対策

新規就農希望者が農業経営にスムーズに参入できるよう、その専門知識の取得、農業研修等に必要経費について就農支援資金の貸付けを行い、次代を担う農業者の確保・育成を図る。

(4) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の管理運営については、指定管理者制度の導入により、平成18年4月1日より当該施設の管理運営を受託し、22年度の指定管理の審査により引き続き23年度から5年間管理運営を受託することとなった。

本年度からは、施設の設置目的を再度確認し、単なる更新ではなく、新たな取り組みにより、更なるサービスの向上と「農業・農村文化の情報発信拠点」としての役割を果たす。